

社会福祉法人 ゆうのゆう

2020 年度事業報告書

(2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日)



1：総括

テレビのニュースでは、画面上に日々の感染者（陽性者）数が日本地図とともに示され、天気予報をチェックするような感覚でそれを眺める——それまでの「日常」が一変した2020年度。出勤して現場に身を置けば、季節を問わずマスクやグローブを着け、携帯用の消毒液ボトルを腰から提げてケアに当たるスタッフの姿、施設の入り口に設置された非接触型体温計と検温表、パソコンやスマホ画面を介した会議やイベント・日中活動…つい一年ほど前の私たちであれば、少し違和感を覚えたのではないかと思われる光景が、今では「元からこうだった」と錯覚しかねないほどに「ありふれた」ものとなりました。

一方で、テレワークやリモートワークへの切り替えに象徴されるような「働き方の激変」が起きた業種とは異なり、私たちは以前と変わらず基本的には「リアル（対面・接触）」での活動を続けています。それは言うまでもなく利用者へのケア・支援が「リアル」でなければ不可能だからであり、医療・教育・流通など他の「リアルでなければ成り立たない」かつ「人々の社会生活の維持に不可欠な」業種とともに、私たちもいつの間にか「エッセンシャルワーカー」と呼ばれるようになりました。しかしながら、私たちの活動がエッセンシャルであることは果たして「自明」のことなのでしょうか？

在宅の障害者支援・介護が、家族や一部の篤志家・ボランティアなどに支えられ、その維持・継続を取り巻く状況が常に流動的で安定しなかった時代を経て、今やそれは「障害福祉サービス」という公的な仕組みを前提とする非常に手堅いものに変貌を遂げました。つまり、多くの人たち（障害当事者・家族・支援者など）の決して一言では語り尽くせない苦闘や努力によって、障害者の地域生活支援は「人々の社会生活に欠かすことのできないものである」という一定のコンセンサスが形成されることになったのです。

「障害当事者が普通に地域で暮らすこと」が基本的人権として「エッセンシャル（不可欠）」であると認識されるようになったからこそ、それを支援する私たちの活動も「エッセンシャル」と看做されるようになった、という点はゆめゆめ忘れてはならないと感じています。この一年で「普通」は一変したかもしれませんが、それでも「暮らし」は続いていきます。利用者一人一人にとっての「自分らしい（普通の）暮らし」とは何なのか、それはどうすれば利用者と共につくっていくことができるのか、それをどのようにして最後まで支えるのか——そうした絶え間ない自問自答や試行錯誤を通じて、生身（リアル）と切り離せない「暮らし」に正面から向き合い続けていかなければ、自分たちの取り組みのエッセンシャルリティ（不可欠性）は証明できない。コロナ禍を契機として、そのことをスタッフ一同で確認し合いたいと思います。

2021年6月30日

代表理事 小林 美穂

2：デーセンターモモの家（生活介護）

□登録利用者：32名／定員：22名（2021年3月末時点）

□活動状況

この一年は新型コロナウイルスの影響で今までとは大きく様相の異なる一年となりました。緊急事態宣言期間中は通所を自粛される利用者も少なくありませんでしたが、通常通りの通所を希望される方の感染リスクを考え、出来るだけ密を回避するため、玉川コミュニティーセンター（福島区）やフリースペース Tamariba（西成区）を借りて利用者・スタッフを分散して活動するといった対策を取りました。一方、通所を自粛されている方に対しては、PC やスマートフォンを活用してリモートで朝礼や日中活動に参加していただく工夫もおこないました。

従来から取り組んできた活動については、例年参加してきた「あいあい祭り」（区社協主催）や「福島区民祭り」等の地域行事が軒並み中止となり、地域交流が思うようにできず残念ではありましたが、緊急事態宣言が解除されている期間等、感染拡大

の状況を注視しつつ、Torute（堺筋本町駅構内）の店頭販売や、近くの公園への散歩等、可能な範囲での外出には積極的に取り組むようにしました。しかし、それでもやはり施設内で過ごすことが多かったため、室内装飾の工夫により季節感を演出し、季節ごとのイベント（春のおやつ作り・七夕・夏祭り・浴衣会・運動会・ハロウィンパーティー・クリスマス会・新春ゲーム大会・豆まき・お花見など）、室内でのレクリエーション（風船バレー・ダンス大会・カラオケ機器での音楽レクなど）といった毎月の余暇活動にも力を入れました。外出や地域の人たちとのふれ合いが制限される中でも、利用者の日常が楽しく充実したものになるよう、引き続き努力していききたいと思います。



3：デーセンター機関車（生活介護）

□登録利用者：27名／定員：15名（2021年3月末時点）

□活動状況



2020年度は当初から新型コロナウイルスの影響が大きく、年間通じて、グループ外出や「てんまーと」出店（大阪天満宮でのハンドメイドマーケット）等、公共交通機関を利用した外出のほとんどが困難となりました。一方で、緊急事態宣言期間の間隙を縫って、感染防止対策を十分に講じた上で、希望者については都島屋内プールやアミティ舞洲へのプール外出を何とか実施することができました。

また、外出機会が減少してしまった分、施設内でできる活動を充実させるため、様々な取り組みにチャレンジしました。防災について考え、備品の点検や避難訓練をゲームも交えて楽しくおこなうための企画「防災クラブ」（月1回）や、玄関先でのガーデニング・家庭菜園づくり、

テレビゲームやボードゲーム等に工夫を凝らしたほか、感染拡大の影響で通所を自粛されている利用者を対象としたリモートでの日中活動参加にも取り組み、少しでも「いつも通り機関車に通っている」気分を味わっていただけるよう努めました。

ショップについては、緊急事態宣言期間中は臨時閉店としていたため、売り上げは落ちましたが、「いつ開くの？」「早く買いものしたいわ」というお客さんの声も聞かれ、かえてショップや機関車という場所が、地域の中で認知され根付いてきたという実感も湧いてきた一年でした。そうした地域の人たちが持つようになってくださった機関車への興味・関心にきちんとレスポンスしていくためにも、ショップ活動の再開やワークショップ等イベント企画も含めたさらなる充実を早急に図っていきたいと思います。

4：デーセンター音・on（生活介護）

□登録利用者：28名／定員：15名（2021年3月末時点）

□活動状況

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、年間通じて通所を自粛される利用者も少なくありませんでした。それでも同じ音・onの仲間として「繋がっている」ことを感じることができるよう、オンラインによる日中活動参加のほか、ビー玉アートの「栞」を制作して、通所の有無にかかわらず利用者全員に渡すといった取り組みもおこないました。飛沫拡散防止やこまめな消毒といった感染予防対策に日々明け暮れ、日中活動での利用者さん同士のふれ合いや外出等も制限しなくてはいけなくなり、暗い気持ちになることも多かった一方で、ITを駆使したイベント開催や日中活動の方法を確立させていく過程で「こういうやり方もあったのか」「まだまだ工夫できる」といった可能性も感じる一年でした。

施設内で楽しむことのできるイベントにも力を入れました。流しそうめん・スポーツ大会・成人のお祝い・節分・忘年度会等。取り分け、2月の節分はコロナ禍でも圧倒的なブームとなった「鬼滅の刃」を、3月の忘年度会では音・onでも熱中している人が多い？仮面ライダーを、それぞれフィーチャーして開催。盛り上がりも一入でした。

ショップ活動の面では、近隣にファミリー向けマンションが増えてきた影響からか、かわいいぬいぐるみ等をショップに置いておくと、子供たちから反応があり、買いに来てくれることもありました。度重なる緊急事態宣言もあり、総じて客足は遠のいている印象ですが、従来の「周りは工場しかない」ような環境は変化しつつあります。感染拡大状況に留意しつつ、自主製品の製作（ヘアゴム・染物）と新商品開発、2Fスペース改装計画も並



行しながら、ショップを介した地域の人たちとの新たな繋がりづくりに積極的に関わりたいと思います。

5：デーセンター夢飛行（生活介護）

□登録利用者：46名／定員：31名（2021年3月末時点）

□活動状況



コロナ禍の中で始まった2020年度は、奇しくも新拠点での活動をスタートさせた一年でもありました。天下茶屋から岸里に拠点を移しておよそ17年間、たくさんの思い出やエピソードを紡ぎ、お世話になった「旧・夢飛行」建物のすぐ裏手に新築移転した夢飛行。6月の正式オープンに先立って予定していた内覧会は、感染拡大防止の観点からオンラインでの開催となりましたが、多くの方のご支援やご協力を得て、無事に船出することができました。

利用者が主に過ごすメインフロアには脱衣所～浴室まで移動可能な天井走行式リフトを設置し、「ケア」面での利用者の快適性・スタッフの腰痛予防に配慮したほか、リサイクルショップと対面する阪堺電車・聖天坂駅駅舎の双方に「ビー玉アート」パネルを配置することによって通りがか

る人の目を引き「地域交流」のきっかけづくりを図るなど、そこかしこに工夫が散りばめられています。

「三密」回避の観点から、隣接するギャラリーや地域のフリースペースに利用者・スタッフが分散して活動するスタンスが定着したこと、感染予防のため長期間通所を自粛している利用者もおられることから、せっかくの新拠点でメンバーが「一堂に会する」ことはまだできていません。いつか来るその日を楽しみに、日々新拠点での活動充実に努めているところです。

他の部署同様、夢飛行でもグループ外出等の積極的に外に出かける取り組みは控えざるを得ませんでした。緊急事態宣言期間の合間を狙って、Torute 店頭販売や西成区役所「福祉の店」への出店、プール外出、絵画リースお届け外出等、可能な限り外出を通じた社会参加支援に努めました。一方、前年度（2019 年度）に全部署を巻き込んで取り組んだ外国人スタッフ主体の国際交流企画については、各部署をオンライン



で繋いでリモートでも楽しめるよう内容を工夫したほか、これまで毎月「FBM ウィーク」として取り組んでいたファシリテーションボールの活動（FBM）を、ハプティックセラピー（コミュニケーション促進を目的とするハンドマッサージ）とタイアップして実施。「機関車」の項でも触れた防災クラブと同様の取り組みである「防災の日」（月 1 回）や「映画の日」（月 1 回）等も含め、施設内での活動やリモートツールを駆使した活動の充実にも力を入れました。

今後も暫くはコロナ禍での活動が続くことが予想されますが、新拠点の強みや持ち前のチャレンジ精神を存分に活かした取り組みで、利用者の社会生活が充実したものとなるような支援に邁進していきたいと思えます。

6：グループホームことのは（共同生活援助）

□入居定員：7 名（2021 年 3 月末時点）

□活動状況

入居者の日中生活については、基本的には従前通り生活介護施設に通所することができていましたが、帰宅後の過ごし方については、やはり積極的な外出は控えざるを得ませんでした。その「代わり」というわけではありませんが、ボードゲーム等室内でも皆で楽しむことが出来るツールをいくつか新しく購入し、活用することができました。結果的にこれまで以上に楽しい時間を共有する機会が増え、入居者同士の繋がりも強くなったように感じます。





一方で、例年ご家族もお招きしてひと時を過ごす「クリスマス会&忘年会」については、感染拡大防止の観点から、本年度は入居者とその日の支援スタッフのみが参加するコンパクト開催としました。同じく恒例となっていたイルミネーション鑑賞外出についても、御堂筋沿いのイルミネーションを介護タクシーの車内から眺めるまでに留めました。いずれも少し寂しい印象は拭えませんでした。何とか次年度はコロナを乗り越えて、イベント

も思い切り楽しみたいと気持ちを新たにしました。

入居者の状況としては、幸い新型コロナウイルス感染症に罹患した方はいませんでしたが、1名が誤嚥性肺炎による入院に伴い、気管切開手術を受けることとなりました。これまで、医療的ケアを必要とする入居者への対応は、口腔・鼻腔内吸引と胃瘻注入のケースのみで、気管切開部の喀痰吸引は初めてのケースとなります。医療的ケアの実地研修～制度上の手続を経て、滞りなく受け入れ態勢を整えることができるよう努めているところです。

今後は入居者や支援スタッフのワクチン接種も視野に入れながら、安心できる日常生活の維持と、ご家族含めた「フルサイズ」での行事開催とを期していきたいと思えます。

	2020 年度 活動・イベント	開催部署
毎月または隔月	車椅子ダンス練習会 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休止	全体
	「てんまーと」出店 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休止	全体
	全体 FBM デー ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休止	全体
	「Torute」店頭販売担当 ※緊急事態宣言期間中は休止	各部署（生活介護）
	FBM デー（※夢飛行はFBM&ハプティックセラピーウィーク）	各部署（生活介護）
	誕生日会	各部署（生活介護）
	大阪市社会福祉研修・情報センターでの物販活動 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時休止	モモの家

	絵本読み聞かせ	モモの家
	モモシネマ（映画上映会）	モモの家
	イオン野田阪神店「イエローレシートキャンペーン」参加 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により店舗でのイベント参加は休止	モモの家
	「弁天町 ORC フリマ」出店 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休止	モモの家
	キカンシャシネマ（映画上映会）	機関車
	防災クラブ	夢飛行・機関車
	On シネマ（映画上映会）	音・on
	天然酵母のパン販売@ショップ	夢飛行
	西成区役所「福祉の店」出店 ※緊急事態宣言期間中は休止	夢飛行
	国際文化教室	夢飛行
	映画の日（映画上映会）	夢飛行
年間通じて随時	国際交流デー	全体
	利用者・スタッフの歓送迎会@日中活動	各部署（生活介護）
	グループ外出・プール外出	各部署（生活介護）
	おやつ作りデー	モモの家
	カラオケ大会	モモの家
	入居者誕生日会	ことのは
	テレビゲーム大会	ことのは
4 月	入所式@オンライン	全体
	花見外出	各部署（生活介護＋グループホーム）
5 月	志村けんさん追悼「志村動物園」鑑賞会	モモの家
6 月	スイーツパーティ（アイスクリーム作り）	機関車
7 月	ヘビメタ DVD 鑑賞イベント	モモの家
	スイカ割り大会	機関車
8 月	夏祭りイベント	モモの家
	米津玄師 DVD 鑑賞会	モモの家
	浴衣会	モモの家
	流しそうめんパーティ	機関車
	機関車ミニコンサート	機関車
	夏の高校野球応援イベント	夢飛行

	BBQ パーティ	ことのは
9 月	一泊旅行@舞洲	全体
	モモ運動会	モモの家
	お月見装飾イベント	モモの家
	運動 week	音・on
10 月	似顔絵コンテスト	モモの家
	ハロウィンパーティ	モモの家
	ハンドボール大会	音・on
	ハロウィンデコレート	音・on
11 月	一泊旅行@京都	全体
	ポジティブ生活文化交流祭@オンライン	全体
	ポッキー・プリッツデー	モモの家
	コリアン week	夢飛行
12 月	UNKNWON ASIA 出展@オンライン	全体
	クリスマス会@オンライン	全体
	モモの家オリジナルクリスマス会	モモの家
	忘年会@日中活動	音・on
	ナイトイルミネーション外出	ことのは
	クリスマス&忘年会	ことのは
1 月	成人のお祝いイベント	各部署（生活介護）
	初詣外出	各部署（生活介護）
	書初め大会	モモの家+音・on
	風船バレー大会	モモの家
	福笑い大会	モモの家
	新年会@日中活動	音・on
2 月	バレンタインデーイベント	各部署（生活介護）
	豆まき（節分）イベント	各部署（生活介護）
	あいあい祭り上映会	モモの家
3 月	ホワイトデーイベント	各部署（生活介護）
	花見外出	各部署（生活介護）
	選抜高校野球応援イベント	モモの家・機関車・夢飛行
	雛祭り@日中活動	音・on
	忘年「度」会@日中活動	音・on

7：リサイクルショップ・自主製品販売・利用者還元金

□リサイクルショップ



生活介護施設 4 拠点それぞれにリサイクルショップを併設し、地域の方々から寄付いただいた古着などのリサイクル品のほか、自主製品などを販売しています。「買い物」というごく日常的な行為を通じて、地域の方々と利用者とは自然な対面コミュニケーションを交わしながら関係を築いていくことがショップ運営の目的です。

モモの家、音・on のショップについては、立地の関係から元々客足が少なかったのですが、コロナ禍でそれに拍車がかかってしまったような状況でした。ただ、音・on の近隣で分譲マンションが増えてきたこともあり、学校帰りの子どもたちがショップに立ち寄ってくれることがあるなど、今後の繋がり作りに期待したい面も見受けられました。

機関車は緊急事態宣言期間中一時的にショップを閉める判断も下しましたが、それ以外の期間については、無農薬野菜の委託販売を再開したり、ショップのレイアウトを大々的に変更するなどして一定の集客～交流の盛り上がりを見せました。

夢飛行については、6 月の新拠点移転に伴いショップも新装開店。「journal standard 風」をコンセプトにレイアウトや什器を工夫したほか、利用者さんとスタッフ限定の提供にはなりますが、ドリップコーヒーとグラノーラのセルフカフェを設置。窓際のカウンター席と合わせて「ショップ&カフェ」の様相を呈しています。定時換気・消毒や手指消毒液の設置など基本的

な感染予防策を講じた上で、緊急事態宣言期間中も通常通り営業。新装開店の真新しさも手伝ってか、従前よりも来客数はかなり増えているようです。

このほか、各部署がお互いの自主製品や Torute 加盟の他事業所商品を預かって各ショップで常設販売したり、高額での販売が期待できる古着などはフリマアプリ「メルカリ」を活用したり、Instagram でショップアカウントを開設して、古着のおすすめコーディネートやショップでの日中活動の様子を投稿・紹介するなど、コロナ禍にあっても、利用者還元金となるショップ売上増や交流促進、情報発信に意欲的に取り組むことができました。

□自主製品販売（Torute・てんまーと・その他イベント）

生活介護各施設での販売活動に加えて、全部署共同で取り組んでいるものとして、「てんまーと」（大阪天満宮境内で開催される手作り雑貨市／毎月1回／当方の出店は毎年主に4～6月・9～11月）、「Torute」（大阪市内の障害者支援事業所が共同運営する自主製品アンテナショップ／毎月複数回の店頭販売を担当／大阪メトロ堺筋本町駅構内）、「東北⇄関西⇄九州ポジティブ生活文化交流祭」（被災地支援イベント／毎年11月／長居公園）などが挙げられます。

てんまーとについては、今年度はコロナ禍により年間通じて休止。「ポジティブ祭」についても、オンライン配信での開催となり、自主製品販売や対面交流の機会が失われてしまったことがとても残念でした。

一方で Torute については、緊急事態宣言期間中を除けばほぼ通常通りの稼働となり、私たちが店頭販売に出かけることを通じて、コロナ禍の中でも利用者の貴重な外出機会とすることができました。年度末には Torute 加盟事業所の自主製品詰め合わせセットの企画があり、私たちも「ビー玉アート」ポストカードで企画に参加。自主製品の売上増につながりました。



各部署が独自で取り組んでいる自主製品の出張販売活動は感染拡大の影響で休止となったものが多かった一方で、新商品の考案・開発に注力できた側面もあり、モモの家ではビー玉アートのマスクを試作したほか、機関車では従来のビー玉アートのメモ帳にキリトリ線を入れて使いやすく改良を施すなど、めげずにコロナ「後」を見据える地道な取り組みも見られました。

□利用者還元金：

「利用者還元金」となる各種売上の合計は、前年度(2019 年度)比でおよそ 15%減の約 81 万円。利用者 1 人当たりが受け取る還元金は約 5,900 円となりました。単価の高いビー玉アート絵画リース事業が軌道に乗り、リサイクルショップの新装開店やメルカリでの古着販売などが追い風となった夢飛行については、前年度比約 12%の売上増という結果でしたが、それ以外の部署については、コロナ禍の影響もあり軒並み売上減となってしまいました。特に、地域イベントでの積極的な出張販売が売上を支えていたモモの家は、ほぼ全てのイベントが中止となり、大打撃を受けています。その他、例年各部署で受け入れを実施していた、大阪歯科大学学生の介護施設実習も本年度は中止。それに伴い、実習生に対して「先生」としての役割を担う利用者に還元することとしていた実習費収入も得られませんでした。

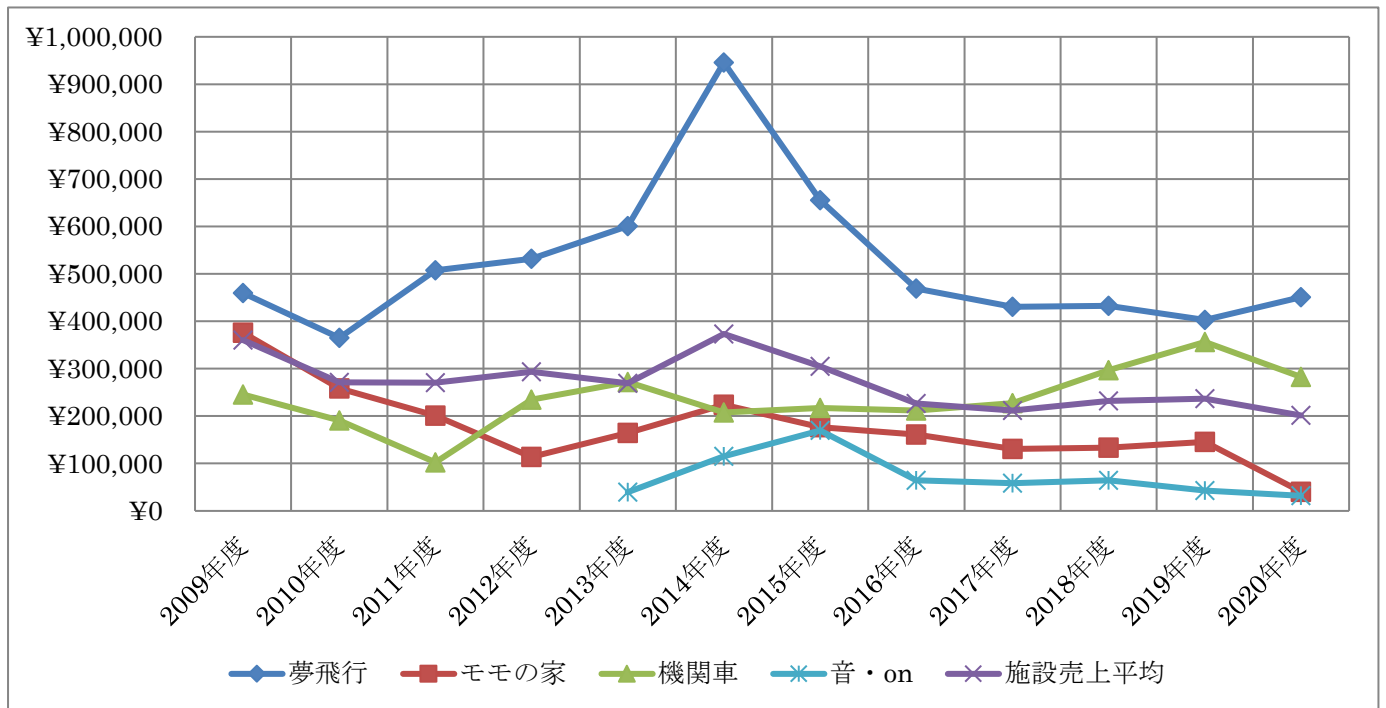
売上に対する感染拡大の影響は確かに無視できませんが、そんな中でも夢飛行は売上を伸ばしました。利用者還元金となる売上は、利用者やスタッフの「生計」に直接影響するものではありません。あくまでも「売上増＝地域・社会からの共感・理解の拡大」という等式の成立を目指す——そうした位置づけで取り組んでいるものです。それ故に、利用者を巻き込みながら（＝利用者の主体的な関わりを組み込みながら）売上金を生み出す活動の成否は、自身の「仕事」に対するスタッフの「熱量」に負うところがかなり大きいと言えるでしょう。その熱量の「供給源」をどこに求めるのか？個々のスタッフとしても、法人としても真剣に模索していくことが必要と考えます。

【2020 年度・施設別売上合計】（）内は前年度の結果

	モモの家	機関車	音・on	夢飛行	施設合計	利用者数
ショップ・自主製品売上等の合計金額	42,305 円 (147,192 円)	284,177 円 (357,649 円)	33,646 円 (44,489 円)	452,399 円 (403,923 円)	812,527 円 (953,253 円)	137 名 (135 名)

※利用者 1 人当たりの還元金額＝5,930 円／人（前年度＝7,061 円／人）

【施設別売上合計の推移】



8：絵画

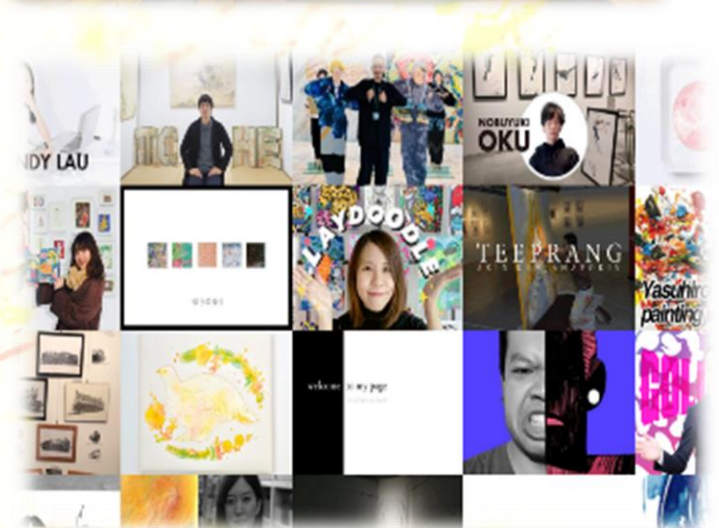
日中活動で制作したビー玉アート絵画（画布生地）を概ね1クール3ヶ月で貸し出す「絵画リース事業」は、コロナ禍においても作品掛け替え＝作品お届け外出の際は公共交通機関ではなく送迎車を利用するなど、感染予防策を講じながら活動を継続しました。結果、リース先は前年度から1箇所増えて6箇所（全て歯科医院）、掛け替えのための訪問回数は前年度比2倍の11回、リース代金売上も過去最高の165,000円（前年度90,000円）となり、大きな飛躍を遂げました。利用者還元金となる売上の単価が高く、リースという形態をとることで顧客との息の長い付き合い＝関係作りが可能で、かつ、利用者の外出機会の創出にも繋がるという点で、今後も最も充実を図りたい活動の一つとなっています。現在は夢飛行の孤軍奮闘状態ですが、次年度以降はノウハウを他部署とも共有し、法人全体の取り組みとして盛り上げていきたいと考えています。

また、通常のポストカード用絵画（厚紙生地）については、初の試みとして「長い絵画」制作に取り組みました。これは文字通り、通常絵画に使用している厚紙（ポストカード 25 枚分）を 10 枚分（ポストカード 250 枚分）連結させた「長い」キャンヴァスに、DIY で工作した超大型木枠を用いてビー玉で線を描くというものです。原画ポストカードの大量受注を可能とするだけで

なく、同時に絵画として「楽しく描く」ためにはどうすればいいか——絵画活動を充実させるための意欲的な試みとなりました。

一方、絵画活動を通じた「発信・交流」という観点では、大阪発の有名アートフェア「UNKNOWN ASIA」への初応募・初出展が実現しました。コロナ禍の影響によりオンラインでの開催となったものの、私たちのビー玉アートが審査を通過し、日本のみならずアジア各国の次世代アーティストたちと堂々と

肩を並べての作品展示。開催期間中は担当スタッフがオンラインで「在廊」し、審査員や観覧客とビデオ通話で交流。利用者（重症心身障害者）が「福祉・介護の“object/目的語（対象者）”ではなく、ただ表現者として“subject/主語（主体者）”となって作る作品」「人と人との関係性の象徴」というビー玉アートの重要なコンセプトを、福祉・介護分野「ではない」フィールドで発信することができました。



9：車椅子ダンス

毎年、生活介護の各施設から選抜されたメンバーが、日中活動の時間を利用した月 1～2 回の合同練習を一年間続け、発表会でその成果を披露することになっていますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本年度は合同練習を中止。発表会については次年度（2021 年度）に延期し、オンラインの非公開配信による観覧形式となる予定です。



第14期となるメンバー（ペア7組）たちは、例年通り合同練習を継続していた前年度（2019年度）終わり頃には、ほぼ振り付け通りのダンスができる段階までの仕上がりを見せていたのですが、結局それから丸一年間、ダンスお披露目の場のみならず、集まって練習に励む機会も失うことになってしまいました。この活動休止期間中のブランクをいかに埋め合わせ、オンラインでの発表会を成功させるか、メンバーの試行錯誤が続いています。

予定している演目は「パブリカ」（Foorin）、「タッチ」（岩崎良美）、「A Whole New World」（ディズニー「アラジン」より）の3曲。施設の垣根を越えた「ゆるのゆる」としての一体感で毎年盛り上がりを見せてきた一大イベントだけに、オンライン開催であっても存分に楽しむことのできる工夫が功を奏することが期待されます。

10：輪（つながり）委員会

主に利用者の家族と担当スタッフが定期的（1～2ヶ月に1回程度）に集まり、重症心身障害者と呼ばれる利用者の将来の生活、とりわけ「親亡き後の生活」について、意見交換や学習会、見学会などを通じて具体的なアクションに繋げていくための取り組みです。

2020年度は、完成した「つながりノオト」（親・家族にもしものことがあった時のために必要な情報を予め書き残しておくもの）を対象となるすべての利用者・家族に配布し、書き方講習会を定期開催することを通じて、「つながりノオト」の記入促進に力を入れました。講習会の開催に際しては、手指消毒液の設置、参加者の座席間隔の調整、室内の換気等感染予防対策を徹底し、ご家族に安心してご参加いただけるよう留意しました。前年度（2019年度）は委員会への参加者を増やすために、法人の全体イベント（車椅子ダンス等）



との同時開催を試みるなどしましたが、本年度は逆にソーシャルディスタンスを保つため、予め参加人数を制限せざるを得ない状況となったことが残念です。

次年度は、新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、「つながりノート」を一人でも多くのご家族に記入・活用いただけるような取り組みの継続とともに、ペンディングとなっている成年後見制度の「申立て手続き体験」のようなより実地的な「演習」の要素を取り入れた勉強会の企画も併せて実行に移していきたいと考えています。

【2020 年度・つながり委員会開催実績】

開催日	会場	参加者（家族）	内容
2020/7/15	福島コミュニティセンター	6 名	「つながりノート」書き方講習会
11/16	大阪市立住まい情報センター 会議室	8 名	「つながりノート」書き方講習会
12/19	西成区民センター	6 名	「つながりノート」書き方講習会
2021/3/19	西成区民センター	4 名	「つながりノート」書き方講習会

※5 月と 1 月についても開催予定でしたが、緊急事態宣言期間中につき中止としました

11：FBM（ファシリテーションボールメソッド）



FBM は「Facilitation Ball Method」の略称で、空気量を調整した専用のボール＝ファシリテーション・ボール(FB)を媒介とした心身へのアプローチ法を指します。FBM インストラクター養成講座を修了したスタッフが所属する施設では、毎月 1～3 回の「FBM デー」や「FBM ウィーク」を設定して取り組んでおり、法人内ではすっかり「お馴染み」の活動として定着してきました。また、例年 FBM 研究会・大島昇代表をお招きしてスタッフが直接指導を受ける機会も設けています。

本年度はコロナ禍の影響により、インストラクタースタッフを擁する各施設での FBM デーとは別に毎月実施していた「全体 FBM デー（各施設から利用者・スタッフが参加）」については休止としました。一方、夢飛行で取り組んでいる「FBM ウィーク」では、ハプティックセラピー（こちらスタッフが自主的に講習会に参加してスキルを体得）とのタイアップを試みました。「身体に直接触れるこ

とを通じてリラックスやコミュニケーション促進を図る」様々な方法・技術をスタッフが身に付けることで、日中活動がより多彩なものになり得ることを実感できました。

長年ペンディングとなっている「FBMに参加した利用者個々の活動記録の作成と活用」については、感染予防に細心の注意を払いつつ、次年度こそ形にできるよう努めていきたいと考えています。

12：旅行

元々利用者一人当たり「毎年1回」「1泊2日（遠方は2泊3日）」だったものを、「2年に1回」「1泊1.5日」と規模を縮小して、2018年度以降やっと本格的な活動再開に漕ぎ着けた旅行行事ですが、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者側からのキャンセル申し出が数件あったほか、法人側としても催行可否の判断については慎重を要しました。結果的に、時期としては緊急事態宣言期間を避け、食事時の距離の取り方・対面にならないような配置などを含めた感染症対策を講じた上で催行することができました。大阪旅行ではBBQや貸し切りホールでのレクリエーションを、京都旅行では自由行動による観光を、参加者それぞれが満喫。旅行中～事後のコロナ感染も発生せず、ひとまず安堵しているところです。

次年度は2年サイクルの後半（本年度が前半）ということで、行先は基本的に本年度と同じ「大阪」と「京都」ですが、「遠方旅行の再開」への試金石として「東京」コースも追加する予定です。「日常とは異なる楽しいひと時」であると同時に、公共交通機関や宿泊・観光施設など重症心身障害者であっても



不自由なく利用できる「社会資源の開拓」を担う取り組みでもある旅行。依然として、コロナ感染の状況に左右される側面が大きいことは確かですが、旅行行事に対する法人としての位置づけをスタッフ間でも再確認した上で、可能な限り積極的な催行を期していきたいと考えています。

【2020 年度・旅行行事の状況】

日程	行先・宿泊先など	利用者参加数※()内は家族
2020/9/13～9/14	①大阪（ホテル・ロジック舞洲／BBQ・ホール貸し切りレクリエーション）	8 名（なし）
11/8～11/9	②京都（京都タワーホテル／京都水族館・京都鉄道博物館・伏見稲荷大社・清水寺）	8 名（なし）

13：被災地支援活動



東日本大震災の発生と私たちの東北被災地派遣活動開始から 10 年の節目を迎えました。法人としての派遣活動は一旦終了しましたが、派遣活動経験のあるスタッフが個々に現地を訪れたり、現地で出会った方々と連絡を取り合ったりしながら繋がりを保っている状況です。

そうした交流先の一つ、岩手県宮古市内にある就労支援事業所「ワークハウス アトリエ SUN」で製造されたお菓子の仕入れ販売は、先方の専門（製菓技術）スタッフ確保の問題から、前年度（2019 年度）を最後に現在休

止状態となっています。早期の事業再開を願うばかりです。

また、毎年 11/23(勤労感謝の日)に開催される被災地支援イベント「東北⇄関西⇄九州 ポジティブ生活文化交流祭」についても、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、長居公園でのリアルイベントは中止。代わってオンライン配信開催となったものの、例年盛況だった「国際交流屋台」＋自主製品販売ブースの出店は叶わず、イベント売上金の一部を主催団体であり、国内外問わず被災障害者支援に取り組む認定 NPO 法人「ゆめ風基金」に寄附する

ことを通じて、「利用者（重症心身障害者）にもできる被災地支援」を形にしていく取り組みも断念することとなりました。

本年度はコロナ禍の中でも豪雨や地震などの自然災害が少なからず発生しました。各地の避難所開設・運営に当たっては、必要な感染症対策が講じられた結果、避難所内でクラスターが発生したという報道などは幸いにして見聞きしませんでした。むしろ「感染症対策によって、パーソナル（プライバシー）スペースの確保や各種衛生面など、避難環境が改善した」という声もあります。もちろん、災害の規模や深刻さの度合いなどによっては、感染症への十分な対応が困難なケースも生じることは明白ですが、私たちも今後の被災地支援や自分たちの防災対応（避難～BCP）を考える上で、「自然災害×感染症」という視点は外せないものとなりつつあります。

14：後援会



延べ会員数は約 1200 名ですが、逝去などによる退会もあり、現員は約 820 名となっています。本年度は、通常の会費とは別に、新型コロナウイルス感染拡大による法人運営への影響を鑑みて、特別定額給付金などによる寄附を募らせていただいたところ、66 件・約 475 万円の多大なご支援を頂戴することができました。この貴重な寄附金については、施設や送迎車両の抗菌・抗ウイルスコーティング、感染症対策のための様々な物品（マスク・フェイスシールド・グローブ・消毒液・防護服など）購入等の費用に充当させていただき、感染拡大の状況下にあっても、滞りなく利用者支援を継続することができました。通常の会費によるご支援も含め、この場をお借りして、改めて心よりの感謝とお礼を申し上げます。

一方、友人・知人などに呼びかけ、後援会員を勧誘・獲得できる関係者やスタッフは全体のごく一部です。「後援会員の獲得」＝「私たちの活動に対する理解・共感を財政面の充実に結び付けること」——法人が社会に果たす役割や重症心身障害者と呼ばれる利用者のことを、「自分の言葉」で発信していく姿勢と実践が、スタッフ一人一人に求められています。

15：医療的ケア

喀痰吸引や経管栄養注入といった医療的ケアを必要とする利用者は年々増加傾向にあり、2020 年度末現在で 68 名、実に全利用者（132 名）の過半数を占めるに至っています。2012 年度からは「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正が施行され、一定の要件を満たした介護職員が喀痰吸引などの「特定行為」を業務として行うことができるようになりました。これを受けて、法人内でも



法定研修の受講、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請手続きを随時おこない、医療的ケアを必要とする利用者の支援に支障をきたすことがないよう態勢を整えています。しかし一方で、改正法の施行から丸 8 年が経ちましたが、医療的ケアを制度に則って実施するための事務手続きの煩雑さや、研修などにかかる法人の費用負担など、制度運用面での課題が多いのも事実です。医療的ケアの「円滑な提供」や「普及」を推進していくためには、行政に対する現場からの働きかけが一層必要になると思われます。

現場で医療的ケアに当たるスタッフにとっては、自分たちのケアが「治療」を目的とした「医療行為」ではなく、あくまでも「生活支援の手段」としての「医療的ケア」なのだという自覚を失うことなく日々の業務に当たることが不可欠です。医療的ケアのスムーズな実施を可能とする環境整備を継続しておこなうと同時に、スタッフ一人一人が、重症心身障害者支援の目的と意味を自問自答し続けることができる「職場風土」の維持・醸成が今後も課題となります。

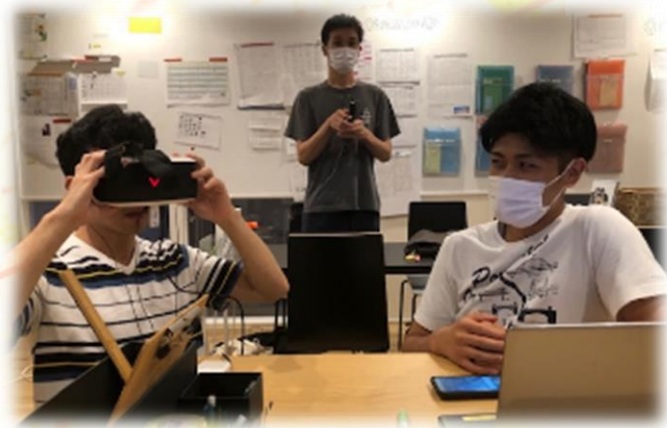
16：スタッフ体制・研修・育成

生活介護施設 4 ケ所（主たる事業所×2、従たる事業所×2）、グループホーム 1 ケ所について、2020 年度も人員配置基準を満たす体制を維持することができました。ただし、ここ数年来、退職するスタッフに加え、産前・産後休業や育児休業を取得するスタッフの増加に伴い、必要なスタッフ数の確保が課題となっています。正規スタッフの採用活動の一層の工夫とともに、アルバイト採用やアウトソーシング、適切な人事異動も含めた総合的な対策を講じている最中です。

また、結婚や出産・育児といったライフステージを迎えた現職スタッフが「長く仕事を続けることができる」環境整備を推進する必要にも迫られています。こうした状況を受けて、2020年度も「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ」に加え、キャリア（経験・技能）を有するいわゆる「ベテランスタッフ」の処遇を更に改善するための「特定処遇改善加算」を算定し、勤続年数の長いスタッフに対する福利厚生をより手厚くしました。



一方で、こうした加算による事業収入は、サービス提供実績に比例して増減します。近年は利用者数・サービス利用量（通所回数）がほぼ横ばいに近い状況で推移していましたが、本年度はコロナ禍による利用（通所）自粛の影響で大幅な収入減となりました。利用者支援に穴を開けることなく継続し、さらにその充実を図るためには、スタッ



フッフの人員増や定着に対応できる事業収入の確保が欠かせません。コロナ禍にあっても積極的にサービスを利用していただけような環境整備とともに、新たな事業展開も含めて、慎重に検討・吟味を重ねたいと考えています。

スタッフ研修については、WEB研修「サポーターズ・カレッジ」受講をベースとした上で、看護師スタッフによる医療的ケアミニ研修、対象となるスタッフの年次を指定した内部研修、外部の研修会・セミナー等を通じて、スタッフの資質向上の一助となるよう努めました。また、1年目のスタッフに対するメンター制度（個別の指導・育成スタッフ＝メンターを配置）は本年度も継続。段階的な習得（到達）目標を設定した上でOJT（現場での直接指導）に取り組みながら、習得状況の振り返りや悩み事の相談のための定期面談（3ヶ月に1回）を設けるなどして、重点的なフォローの仕組みを整えています。

一方「即戦力」としての役割が求められるアルバイト・派遣スタッフに対しては、より現場での実践に根差した演習形式の研修を試行。本年度は利用者の移乗・移動に用いるリフト操作の講習会を実施しました。利用者の安全確保やスタッフの腰痛予防のための「ノーリフティン

グ（抱っこしない移乗）」は、正規スタッフのみならずアルバイトスタッフも含めて「標準化」したいケアの一つでもあります。利用者支援に当たって、個々のスタッフが「余人を以て代えがたい特質（資質）」を発揮できる職場風土を醸成したいと思う一方で、「どのスタッフであっても一定以上の質で遂行可能」としたい（標準化したい）業務も少なくありません。スタッフ研修・育成の在り方が、その双方に大きく影響することを踏まえ、今後も試行錯誤を続けていきます。

【2020 年度・正規スタッフの採用など状況】※2021 年 3 月 31 日現在

①採用	②退職	③休業中（出産・育児・傷病）	現職スタッフ（①含む②③除く）
5 名	6 名	3 名	48 名

17：緊急時対応対策委員会

2015 年度に設置した緊急時対応対策委員会（法人役員・施設長・副施設長・中堅以上のスタッフで構成）は、本年度も 1～2 ヶ月に 1 回の定例会議を軸に、対応・対策の具体化を推進しました。

①利用者の体調急変時の対応・事前対策・ケース検討



日常に起こりうる事故などの緊急時対応については、実際に起きたヒヤリハットや事故の事例検討を入念におこない、原因分析や再発防止施策に取り組みました。全スタッフを対象とした普通救命講習の受講は本年度も原則として継続しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、消防署で開催される講習会が一定期間中止されるといったケースもあったため、救命講習で講師を務めることのできる資格「応急手当普及員」を有する

スタッフ(1 名)が、施設内で講習を実施する方法も前年度に引き続き試みました。

一方、事例検討では、服薬や水分・栄養などの経管注入ケアに関する事故・ミスのケースが多く挙がりました。前年度の検討をもとに策定したルールや仕組みを踏まえて、服薬や注入内容の「確認」に関するルールが「徹底されなかった」ために起きてしまった事故・ミスもあれ

ば、反対にルールを「順守した」結果未然に防ぐことができた案件（ヒヤリハット）も見受けられました。ルールの内容、遵守状況、ルールに対するスタッフ個々人の意識や現場全体の雰囲気、ルールの設定～効果測定～再検討のプロセス…といった様々な角度から、どうすれば有効なルールを設定でき、それが機能し、結果的に重大事故の防止につながるのか、今後も随時検討～実践を重ねていきます。

②自然災害発生時の対応・事前対策



利用者が施設で過ごしている時間帯に災害が発生し、すぐには家族と合流できない場合に備えて、常用薬 3 日分を施設で預かり保管する取り組みは継続し、半年に 1 度のペースで保管薬の交換をおこなっています（希望者のみ）。

夢飛行と機関車では本年度から、毎月 1 度「防災の日（防災クラブデー）」を設定し、避難時に必要な物品を持ち出しやすいようにまとめて入れている「避難用バッグ」の中身を皆で確認・点検し合っ

たり、広域避難場所・一次避難場所に指定されている小学校に散歩を兼ねて外出するなど、日中活動の一環として防災に取り組む試みを始めました。現在は「災害発生～避難」を念頭に置いた活動になっていますが、今後は「避難後（避難生活）」を想定した訓練を兼ねた日中活動も企画できないか、検討を進めたいと考えています。

一方、災害時・緊急時の法人→利用者（家族）への連絡を確実なものとする（既存のメーリングリストで頻発する不達を解消する）ため、スマートフォンアプリ「LINE」と「LINE WORKS」を活用した新しい連絡手段の構築を試行中です。「普段やっていないことは、災害時にもできない」ということを前提として、種々の災害対策を講じていますが、連絡手段一つをとってみても、多くの利用者家族がスマートフォンを利用するようになり、「LINE」も既に日常生活で馴染みのあるツールとなっている現状から、災害時・緊急時の有用性を期待しているところです。

③新型コロナウイルス感染症対応

年度当初より、感染予防と感染が発生した場合の対応について協議・検討を重ねました。

(1)施設内＋送迎車内の消毒・換気・飛沫感染防止策

- 施設内＋送迎車内の抗菌・抗ウイルスコーティング
- スタッフ出勤時、来客・出入り業者等訪問時の検温（記録）と手指消毒
- 送迎車内へのビニールカーテン設置（運転席と後部席スペースの間仕切り）
- 手摺りや扉の把手等、不特定多数が触れる部分の定時消毒
- 施設内の定時換気（送迎車内は原則常時換気）とサーキュレーターによる空気循環
- 食事時の配置（利用者同士の距離・向き）の工夫＋アクリル製衝立の使用 …など

(2)ケア場面でのスタッフの対応

- マスク・フェイスシールド・グローブの着用
- ケア場面ごとでのこまめな手指消毒（消毒液容器の携行）
- 防護服の着脱訓練実施 … など

(3)利用者・家族にお願いしている対応

- 可能な範囲でのマスク着用・手指消毒
- 朝送迎時の検温（一定以上の体温だった場合は通所を控えていただく）… など

(4)人の密集を避けるための対策

- 施設以外のスペース（地域のコミュニティスペース）の活用
- 2シフト制の試行（午前中と午後どちらかのみ通所シミュレーション）… など

(5)その他

- スタッフのホテル宿泊・マイカー通勤に係る費用負担支援（スタッフの満員電車通勤による不安軽減策）
- 厚労省接触確認アプリ（COCOA）や大阪府コロナ追跡システムのスタッフに対する導入喚起
- 感染者が発生した場合の法人としての対応フローチャート策定
- 各種必要物品の備蓄（消毒液・グローブ・マスク・防護服等）
- 法人内のイベントや外出活動の実施に関する意向調査（対利用者・家族）～それに基づく法人としての方針決定… など

2020年度は、利用者1名が保健所により新型コロナウイルス感染（陽性）と判断されましたが、一方で受け入れ先医療機関では「陰性（偽陽性）」との結論が出され、対応に苦慮することがありました。結果的に当該利用者は無事退院、周囲の感染拡大には至らず、幸いでしたが、この時得た教訓も踏まえた上で、感染者はもとより、保健所の定義する「濃厚接触者」を出さないことを重視し、上記(1)～(5)の対応を適宜継続しています。

次年度以降も新型コロナウイルス対応が主になることは想像に難くありませんが、そのために日常のケア場面で起こり得る事故や自然災害に対する備えを疎かにするわけはいきません。引き続き同委員会が中心的な役割を担いながら、利用者の「安心・安全」を盤石にすべく対応を推進していく予定です。

18：決算報告

「WAM・NET」（独立行政法人福祉医療機構が運営する情報サイト）に掲載済み。

19：定款

社会福祉法人ゆうのゆう 定款

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人ゆうのゆうという。

（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を大阪市福島区に置く。

第2章 役員及びスタッフ（職員）

（役員の定数）

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 前項の代表理事をもって社会福祉法の理事長とする。

（役員の任期）

第6条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 役員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の選任と解任）

第7条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

（役員の報酬）

第8条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額

を報酬等として支給できる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(理事会)

第9条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては代表理事が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定および解職

- 3 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 4 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 5 前項の規定に関わらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

- 6 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 7 理事会に出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印もしくは署名する。

(理事の職務および権限)

第10条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第11条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事およびスタッフに対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(スタッフ(職員))

第12条 この法人に、スタッフを置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要なスタッフ(以下「施設長等」という)は、理事会において、選任および解任する。
- 3 施設長等以外のスタッフは、代表理事が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第14条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員解任・選任委員会は監事2名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営の細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員会の構成と権限)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任または解任
- (2) 役員の報酬等の額
- (3) 役員ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表および収支計算書）および財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

（評議員会の開催と招集）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第17条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除き、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得

た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が署名または記名押印する。

（評議員の任期と報酬）

第19条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 4 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 5 評議員には費用を弁償することができる。

第4章 資産及び会計

（資産の区分）

第20条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種

とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
(1) 現金1000万円
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらねばならない。

(基本財産の処分)

第21条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会および評議員会の承認を得て大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第22条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、代表理事が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第23条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎会計年度開

始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第 24 条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表および収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号および第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 25 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 26 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 27 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 5 章 解散

(解散)

第 28 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 29 条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人や NPO 法人等の社会福祉事業を営む法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 6 章 定款の変更

(定款の変更)

第 30 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届けなければならない。

第 7 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 31 条 この法人の公告は、社会福祉法人ゆうのゆうの掲示板に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 32 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

代表理事	今柳田和男
理事	齊藤真弓
理事	小林美穂
理事	菅野真弓
理事	太田晴美
理事	吉田肇
監事	高松邦明
監事	永田徹

変更後の定款は平成 19 年 12 月 12 日から施行する。

変更後の定款は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

変更後の定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【定款細則】

1. 評議員選任・解任委員会

評議員選任・解任委員会の委員は、議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

2. 日常の業務として理事会が定め、代表理事が専決するものは以下の通りとする。

① 施設長等の任免その他重要な人事を除くスタッフの任免

- ② スタッフの日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微のもの
 - ア 日常的に消費する調理材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- ⑦ 損傷そのほかの理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 利用者の日常の処遇に関すること
- ⑩ 利用者の預り金の日常の管理に関すること
- ⑪ 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

以上

20：役員・評議員

2021年4月1日現在

- | | |
|-----|----------------------------|
| 評議員 | 麻田昌美（家族会副会長） |
| | 佐久間裕子（家族会副会長） |
| | 西森年寿（大阪大学准教授） |
| | 朴君愛（アジア・太平洋人権情報センター 上席研究員） |
| | 三木仁志（歯科医師） |
| | 柳川敏美（大阪市キャリア教育支援センター統括） |
| | 山本美穂代（家族会副会長） |
| 理事 | 大槻瑞文（NPO 法人理事） |
| | 工藤涼二（弁護士） |
| | 小林美穂（社会福祉法人ゆうのゆう代表理事） |

斎藤真弓（医師）
菅野真弓（NPO 法人代表理事）
廣本三枝子（前家族会会長）
監 事 津田康夫（元障害者支援施設長）
荒井俊且（弁護士）

21. 役員等報酬基準

役員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人ゆうのゆうの理事および監事の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 本規定で役員とは、理事および監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 理事が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

3 理事に対し、別表1による年額 1000 円の報酬を支払うことができる。

第4条 理事が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第5条 監事が、理事会および評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 監事が、法人および施設・事業所への実地指導・指導監査等への立会および運営状況の指導もしくは監査の業務またはその他代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第6条 役員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第7条 監事、理事が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は評議員会にかかる報酬および旅費は支給しない。

第8条 法人および施設・事業所のスタッフを兼務する役員は、原則この規定を適用しない。

第9条 「社会福祉法人ゆうのゆう定款」第8条にいう役員報酬の総額全体は、30万円以内とする。

第10条 本規定の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この規程は、2017年4月1日から施行する。
2. この規程は、2021年4月1日から施行する。

評議員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人ゆうのゆうの評議員の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 報酬とは、法人と委任関係にある評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 評議員が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

3 評議員に別表1による年額1000円の報酬を支払うことができる。

第4条 評議員が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第5条 評議員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第6条 評議員が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は理事会にかかる報酬および旅費、また複数回目となる評議員会分は支給しない。

第7条 この支給基準の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この支給基準は、2017年4月1日から施行する。
2. この支給基準は、2021年4月1日から施行する。

22. 処遇改善加算

2020年度の処遇改善加算は以下の計画に基づき支給した。

- 常勤スタッフ：勤務年数2年目のスタッフから毎月2500円～32000円分を計算し、1年分を年1回、2021年3月に一時金「学習支援金」として、書籍購入や国内外施設見学の旅行費用等、スタッフの資質向上のための費用への充当を想定して支給する。（表1参照）
- 非常勤スタッフ（派遣スタッフを除く）：勤務期間に応じて、1時間あたり30円・50円・90円を算定し、1年分を年1回支給する。
- 夜間ケア：共同生活援助において10時間以上の宿泊を伴う夜間支援を行ったスタッフ（常勤、非常勤問わず）に対して1回6500円を算定する。
- 研修への参加を促し、スタッフの資質向上、支援活動の充実を図るため、正スタッフの研修について、年1回42000円を支給する。

表1 常勤スタッフの学習支援金（1ヶ月算定額）

年目	入職年	金額
15以上	2006年以上	32000円
14	2007年	32000円
13	2008年	30000円
12	2009年	27500円
11	2010年	25000円

10	2011 年	22500 円
9	2012 年	20000 円
8	2013 年	17500 円
7	2014 年	15000 円
6	2015 年	12500 円
5	2016 年	10000 円
4	2017 年	7500 円
3	2018 年	5000 円
2	2019 年	2500 円

2020 年度の「特定」処遇改善加算は以下の計画（2020 年 4 月～2021 年 3 月）に基づき支給した。

■ 勤続年数 10 年以上の正スタッフのうち、社会福祉士もしくは介護福祉士の資格保有者、サービス管理責任者に対し、1 人当たり 1 ケ月 25000 円を算定し、12 ケ月分を支給する。